

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成24年6月14日(2012.6.14)

【公表番号】特表2010-540296(P2010-540296A)

【公表日】平成22年12月24日(2010.12.24)

【年通号数】公開・登録公報2010-051

【出願番号】特願2010-527919(P2010-527919)

【国際特許分類】

B 29 B 9/02 (2006.01)

B 29 B 9/14 (2006.01)

B 29 K 105/12 (2006.01)

【F I】

B 29 B 9/02

B 29 B 9/14

B 29 K 105:12

【誤訳訂正書】

【提出日】平成24年4月25日(2012.4.25)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

内部プロセスチャンバー及び引抜成形開口部を含むハウジングと、

前記ハウジングに保持され、入口端、出口端、及び中央軸を有する開口を含むノズルとを有し、前記入口端は前記引抜成形開口部によって前記プロセスチャンバーと連通している含浸ダイであって、

前記開口が、前記入口端に隣接する第1のテーバー部分と、前記第1のテーバー部分から下流の第1の直線部分と、前記第1の直線部分から下流の第2のテーバー部分と、前記第2のテーバー部分から下流であり、前記出口端に隣接する第2の直線部分とを含むことを特徴とする含浸ダイ。

【請求項2】

前記第1のテーバー部分は、前記第1の直線部分に向かって収束する請求項1記載の含浸ダイ。

【請求項3】

前記第1のテーバー部分は、直線状のテーバーを有する請求項2記載の含浸ダイ。

【請求項4】

前記第1のテーバー部分は、湾曲したテーバーを有する請求項2記載の含浸ダイ。

【請求項5】

前記第2のテーバー部分は、前記第2の直線部分に向かって収束する請求項1記載の含浸ダイ。

【請求項6】

前記第2のテーバー部分は、直線状のテーバーを有する請求項5記載の含浸ダイ。

【請求項7】

前記第2のテーバー部分は、湾曲したテーバーを有する請求項5記載の含浸ダイ。

【請求項8】

前記第1の直線部分及び前記第2の直線部分は、前記開口の前記中央軸に対して対称に

配置されている請求項 1 記載の含浸ダイ。

【請求項 9】

前記第 1 のテーパー部分は長さ L_1 を有し、前記第 1 の直線部分は長さ L_2 を有し、前記第 2 のテーパー部分は長さ L_3 を有し、前記第 2 の直線部分は長さ L_4 を有し、 $L_2 > L_4$ である請求項 1 記載の含浸ダイ。

【請求項 10】

前記長さ L_1 及び前記長さ L_3 は、0.5 乃至 5.0 mm である請求項 9 記載の含浸ダイ。

【請求項 11】

前記第 1 の直線部分は直径 D_2 を有し、前記第 2 の直線部分は直径 D_4 を有し $D_2 > D_4$ である請求項 9 記載の含浸ダイ。

【請求項 12】

$L_4 / D_4 = 1.4$ 乃至 3.4 である請求項 11 記載の含浸ダイ。

【請求項 13】

前記第 1 のテーパー部分は、第 1 の端部が直径 D_1 、第 2 の端部が D_2 を有し、 $D_2 = D_1 / 2$ である請求項 9 記載の含浸ダイ。

【請求項 14】

前記ハウジングは、溶融熱可塑性樹脂の供給開口を含む請求項 1 記載の含浸ダイ。

【請求項 15】

前記ハウジングは、連続纖維ストランドの導入開口を含む請求項 1 記載の含浸ダイ。

【請求項 16】

前記導入開口は、実質的に前記引抜成形開口の反対側である請求項 15 記載の含浸ダイ。

【請求項 17】

前記プロセスチャンバーには、フィラメントスプレーダーが設けられている請求項 1 記載の含浸ダイ。

【請求項 18】

前記ハウジングは、前記内部プロセスチャンバーを複数の内部プロセスチャンバーに分割する少なくとも 1 つの仕切りを含む請求項 1 記載の含浸ダイ。